

事 務 連 絡

令和 6 年 7 月 31 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 御中

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課

家庭用品の化学的安全性確保に向けた検討対象物質選定スキームと
その後の進め方に関する考え方について

厚生労働省では、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 112 号。以下「法」という。）に基づき、家庭用品の化学的安全性の確保に取り組んでおり、家庭用品に含有される物質については、事業者に対し人の健康に与える影響の把握と当該物質による被害防止の責務を課すこと（法第 3 条）に加えて、保健衛生上の見地から必要な場合は、国による家庭用品の基準を設定すること（法第 4 条）により、家庭用品の化学的安全性を確保する取組を実施してきています。

家庭用品に使用され、含有される可能性のある物質は多種多様であるところ、国民の健康の保護に資するためには、これらの物質に関して、必要に応じて所要の管理措置が必要であり、この管理措置の必要性の判断に当たっては、国による基準の設定（法第 4 条）と事業者の自律的な取組み（法第 3 条）のバランスを考慮する必要があります。

こうした背景も踏まえ、今般、薬事審議会化学物質安全対策部会家庭用品安全対策調査会での議論を経て、家庭用品への適切な使用状況を確認する必要がある物質のスクリーニングを行うため、有害性や暴露ポテンシャルを踏まえたスクリーニング手順である「検討対象物質選定スキーム」及びその後の進め方に関する考え方について、別添のとおり整理しましたので、貴管内関係事業者に対し周知方ご配慮願います。